

利息を禁止した宗教の智恵

—おカネと資本についての一考察—

Wisdom of Religions that Prohibit “profit”

—A Study of Money and Capital—

YOSHIMURA Fumishige

吉村文成

概 要

同源の一神教として知られるユダヤ教、キリスト教、イスラム教はそれぞれ利息を禁止してきた。イスラム教はいまも建前としては利息を禁止、ユダヤ教は「同胞」に限って禁止し、また、キリスト教は中世末期の宗教改革で解禁した。

中世ヨーロッパ社会にあってキリスト教聖職者らは利息禁止を強く主張したが、その主張の背後に、ユダヤ人を差別しながらも、その一方で特権的に「異教徒（キリスト教徒）」相手の金貸し営業権を与え、そのことで彼らを操り、その収益の一部を巻き上げる、いわば体制の維持装置という側面があったとみることができる。

現代金融論では、利息とは、「いまのおカネ」と「未来のおカネ」の交換、いわばおカネの“異時点間交換”にともなう差額の補填である。こうした信用システムから必然的に生じる利潤の追求こそが、現代資本主義の根幹であろう。しかし、この仕組みによって生まれたのは、「いま」に取り込まれた「未来のおカネ」を実現するため、休むことなく馬車馬のように走り続け、経済の拡大・成長を追求することを運命づけられた社会である。いつまで持続できるのか。

おカネはほんらい、暮らしに役立つモノやサービスと交換したときにその価値を発揮する。その点で、モノやサービスという効用の代理物であり、効用を数値化したシンボル（象徴）といえる。効用は有限だが、シンボルは無限である。逆説的だが、古（いにしえ）の賢人や諸宗教が利息を禁止したのは、シンボルが効用を離れて暴走し、「未来」という時間を侵食することへの畏れがあったのではないか。

キーワード：おカネ 利息 イスラム教 キリスト教 ユダヤ教 一神教 資本主義 交換 資本 効用 シンボル アリストテレス おカネの異時点間交換 象徴（シンボル） コーラン 旧約聖書 新約聖書 ゴロアスター教（拝火教） 宗教改革 中世キリスト教社会 封建領主 マックス・ウェーバー 仏教 ジャイナ教 公出挙 徳政令 信用創造 預金通貨 贈与交換 市場交換 融通 未来のおカネ ミヒャエル・エンデ

Abstract

Judaism, Christianity and Islam, the 3 co-ancestral monotheistic religions had prohibited “interest” in different ways. Muslims still (at least in principle) follow the taboo, Judaism prohibits taking interest when it is from fellow-believers and Christianity got rid of the prohibition after the Reformation.

In medieval European society, the prohibition advocated by Christian clergy helped to keep the social structure because the establishment, feudal lords and clergymen, could control and exploit the socially discriminated Jewish people by giving them the exclusive privilege to open money shops.

According to modern financial theory, interest is the difference of the “present values” between today and future money. The pursuit of profit that is inevitably sought through this credit system must be the psychological basis of our modern Capitalism. We are truly urged to work hard to realize “the future money” which is used for today’s purpose. Thus, we can’t help but pursue the enlargement and growth of the economy.

But it is obviously impossible to keep this system forever because our Earth is limited in its production.

Money is a kind of symbol and is useful only when exchanged for worldly articles or services which are always limited. But it, as a symbol, also can unlimitedly multiply just by bringing the (unlimited) future money into present time. The contradiction seems to be awesome, and that can be the covert reason why religious leaders made interest a taboo.

Keyword: money, profit, Islam, Christianity, Judaism, monotheistic religion, capitalism, symbol, Aristotile, exchange of money between different times, the Koran, the Old Testament, the New Testament, Zoroastrianism, the Reformation, the Christian society in the medieval Europe, feudal lords, Max Weber, Buddhism, Jainism, debt moratorium, credit system, deposit, presentation exchange

はじめに

「おカネはおカネを生む」——現代社会にあっては、だれ一人、疑うことのない常識であろう。預貯金は利息を生み、投資や債権は、仮にリスクがあるとしても、それなりの利潤を生み出す。そうした確信をもとに、われわれの経済生活は成り立っている。

しかしながら、ほんの400-500年前までは、かなり幅広い人類社会で「おカネがおカネを生む」仕組みは、建前として封印されてきていた事実がある¹⁾。

とくに、現在に至るも建前としては利息を禁止しているイスラム教（学会ではイスラームと表記されることが多いが、本論文では筆者の親しんで

きた新聞表記などに合わせてイスラム教と表記する）と並んで、資本主義という経済制度を生み出した西欧社会の根幹にあるユダヤ教およびキリスト教が、かつて、利息の取得を厳しく禁止していたことは注意をひく。

これら諸宗教はなぜ、どのような論理によって利息を禁止したのか。また、それら諸宗教のうちキリスト教だけが、16世紀の宗教改革によって金利への封印を解いたのは、なぜなのか。そこから近代資本主義社会に向けて動き出した機序はどのように説明できるのか。

ところで、おカネが「おカネを生み出す」仕組みは、交換という側面からみるなら²⁾、おカネとおカネの“異時点間交換”にともなう利益の創出と理解できる。おカネを出す側は、預貯金や投資

というかたちで「いまのおカネ」を提供する。そのおカネを受け取る事業者側は、それをもとに事業活動を展開し、そこで生じる「未来のおカネ」で返済する。こうしたおカネの“異時点間交換”にともなう信用の発生、そのことから必然的にシステムに組み込まれた利潤の追求こそが、現代資本主義の根幹的仕組みであろう。

しかし、この仕組みによって生まれたのは、同時に、「いま」に取り込まれた「未来のおカネ」を実現するため、休むことなく馬車馬のように走り続け、経済の拡大・成長を追求することを運命づけられた社会である。地球環境という限界が見えてきた現在、そのような仕組みをいつまでも維持できるであろうか。

「おカネを生むおカネ」とは、別の言葉でいえば資本である。さきほど述べたように、それは、なんらかの操作によって増大する「未来のおカネ」との交換を予期して提供される。他方、わたしたちが古来、日常生活で使用してきた、いわば「生活のおカネ」は、日々の暮らしに必要な財やサービスとの交換にあてられる。一方が、おカネという「象徴（シンボル）」と交換され、増殖するおカネだとすれば、他方は、財やサービスという「効用」と交換され、手許から離れていくおカネである。このように性質がまったく異なるにもかかわらず、われわれは現実には二種類のおカネを区別することはできない³⁾。

効用を離れてシンボルと化したおカネは、時空を超えて自在に行き来できる。そして、その点こそが、アリストテレスをはじめとする賢人たちや諸宗教が利息に警戒心を向けた理由ではないか。利息を禁止した諸宗教の教えに、「ヒトが時間を自由にしてはならない」という智慧が隠されていないだろうか。

本論文では、まず、かつて利息を禁止した諸宗教の論理と実際の運用について考察する。とくに、中世ヨーロッパ世界について、キリスト教聖職者らの説いた「利息の一般的禁止」が、実は、差別されたユダヤ人らに特権的に金貸業を営む権利をあたえ、そのことで彼らを操りその利益を巻き上げることを可能にする、聖職者や封建諸侯といった当時の権力者らに有利な、ある意味で“体制維

持”のための教えであったことを明らかにしたい。

第二に、「利息とは何か」という問題を通して、わたしたちの生きる経済社会とはどのようなものであるか、ということについて考えたい。

第1章 諸宗教の利息に対する態度

第1節 イスラム教と利息

イスラム教は、現代においても利息を禁じている。

イスラム教社会では、豚肉を食べたり、飲酒したり、あるいは姦通したりや盗みを働くことなどが禁忌（ハラム）として禁止されている。そのことはよく知られているが、利息の取得もまた、重大なハラムである。ハラムとは、それを犯した場合、神からの罰を覚悟しなければならない行為である。

わたしがイスラム教が利息を禁忌としていることを知ったのは、80年代初め、朝日新聞ニューデリー支局長としてインドに滞在していたときであった。担当していた国々の一つであるパキスタンに出張した際、「イスラム銀行」と呼ばれる銀行があることを知った。その銀行は、利息の概念抜きで運営されているという。

いったい、どのようにして利息抜きの銀行経営が可能なのか。

現実には、それほど難しいことではなかった。「利息」という言葉を使わなければよいのである。代わりに「手数料」「謝礼」などといいかえる。あるいは、融資する事業を、貸付先と銀行との“共同事業”というかたちにする——といった手段をとればよい。

利息とは、貸付金から生じる剰余利得である。それに対し、利潤は、投下資本から得られる利益である。さいわいなことに、イスラム教では、利息と利潤を明確に区別し、利息は禁じてても、利潤の獲得は正当な経済行為として認められる。そうであれば、貸付金という概念を避け、共同事業への出資という形をとればよい。

そのほかにも、利息をとともなう金銭の貸借を“避ける”ために、さまざまな工夫がある。

一例をあげれば、金銭の貸借の代わりに、二つ

の売買を組み合わせる方法がある。AがBに100万円を貸して、1年間で25%の“利子”を得たいとする。AはBから、ある商品を100万円で購入し、同時に、1年後にBが同じ品物を125万円で買い戻す売買契約を結ぶ。すると、Bは最初に100万円を得て、1年後に125万円を支払うことになるが、二つの時点の間で売買価格が変動しただけであって、利息を支払ったことにはならない⁴⁾。

借り手が貸し手に動産や不動産を渡して、そこからあがる利益を貸し手を得る方法もある。この場合、利息ではなく、運用による利潤の獲得ということになる。

イスラム教徒に利息の取得を禁じているのは、聖典のコーランに書かれた、次のような「神の言葉」である。

「利息を喰らう人々は、(復活の日)ずっと立ち上がることもできず、せいぜいシャイターン(サタン)の一撃をくらって倒された者のような(情けない)立ち上がり方しかしないであろう。それというのも、この人々は『なかに商売も結局は利息を取るようなもの』という考えで(やっているからだ)。アッラーは商売はお許しになった。だが、利息取りは禁じ給うた。神様からお小言を頂戴しておとなしくそんなこと(利息をとること)をやめるなら、まあ、それまでに儲けた分だけは見逃してやろうし、とにかくアッラーが悪くはなさるまい。だがまた逆戻りなどするようなら、それこそ地獄の劫火の住人となって、永遠に出してはいただけまいぞ」(2・276)

「アッラーは(最後の審判の日には)利息の儲けをあとかたもなく消して、施し物には沢山利子をつけて返してくださる。アッラーは誰であろうと罪業深い無信仰者はお好みにならぬ」(2・277)

「これ、信徒の者、アッラーを畏れかしこめよ。またとどこおっている利息は帳消しにせよ。汝らが本当の信者であるならば。だがもし汝らそれがいやだというのなら、よいか、アッラーとその使徒(マホメット)から宣戦を受けるものと心得よ。しかし(そのあとでも)もし悔い改めるなら、元金だけは残して

やる。つまり、自分でも不当なことをしなければ、ひとから不当なことはされないのじゃ」(2・278))

「相手が非常に困窮している場合には、事情がいくらか緩むまで待つてやること。(貸しを全部棒引きして)喜捨とするなら、その方が遥かに己が身のためになる」(2・280)

「汝らみなアッラーのお傍に連れ戻されて、一人一人の魂がそれぞれに自分の稼いだ分だけきっちり払い戻して戴く、あの審判の日を畏れるがよい。その時こそ、誰一人不当な報いを受ける者はいない」(2・281)

——岩波文庫「コーラン」井筒俊彦訳
P68-69——

「利息を取るものは、あの世で、地獄の劫火から永遠に出してもらえないだろう」と宣言している。不信心者にはどうということはないとしても、あの世を信じる者には耐え難い恐怖であろう。

他方、ムハンマドの時代に、現実に利息を取ってカネを貸すことが広範に行われており、かつ、高利に苦しむ人々も少なくなかったことも、これらの章句から明瞭に読み取れる。

ムハンマドの意図が、人々を貧窮に陥れる高利を禁止し、喜捨を薦めることにあったのは疑いがない。しかし、ほんとうに利息の授受というシステムそのものを禁じているのかどうか。これらの章句からは必ずしも明瞭に読み取ることはできない。しかし、少なくとも現代イスラム教神学では、一切の利息が禁じられていると解釈されているようだ。

では、なぜ、そのように解釈されるのか。なぜ、イスラム教は利息を禁止するのか。

芦川博通『経済の倫理—宗教に見る比較文化論』⁵⁾によると、次の三点が指摘できる。

第一に、不労所得は容認されない。いいかえれば、おカネは勤労によって手に入れるべきものである。そのことは、同じコーランにある「一人一人の魂がそれぞれに自分の稼いだ分だけきっちり払い戻して戴く審判の日」という言葉からもうかがうことができる。最後の審判の日に戻ってくるのは、「一人一人の魂が自分で(汗して)稼いだ分であって、“おカネによる稼ぎ”ではない」ことが宣告されている。

第二に、経済活動の成果は偶然的要素によって決まるべきではない。たとえば、賭博は偶然的要因に左右されるから禁止される。それと同じように、利息は（偶然的要素をとまなう）未知の結果に対する報酬の先取りであるから容認されない、というのだ。

「では、投資に対する利潤は偶然的要素ではないのか」という疑問が、当然、浮かんでくる。

これについて芦川氏は触れていないが、利潤はすでに実現した結果の分配であって、未知の未来から来る報酬ではない、と考えるのであろうか。あるいは、より単純に、ムハンマドの時代には株式会社の経営形態がなかったから、それについての言及がなかっただけのことなのか。

第三にあげられているのが、利息は公正の原理に反する、ということだ。

利息は、債務者のみに強制される。債務者が一方的危険を持ち、他方、債権者は一方的収益を得るという関係は、非対称的であり、不公正であり、搾取を生じる。

しかし、この論理では、返済される予定の「未来のおカネ」はいまだ実現していないおカネであり、不確定であること。したがって、債権者の側にもリスクはある、という点は見過ごされている。必ずしも、リスクが非対称であるといい切ることはできないように思える。

むしろ、公正の原理という点で決定的に重要なのは、おカネの貸借においては、通常、貸し手は資産家であり、借り手は貧民であるという経験的事実であろう。利息は、おカネを貸した富める者をますます豊かにし、借りた貧者を一層貧しくする。それこそがまさしくコーランが指摘する社会的公正であり、富める者に再三にわたって、喜捨を呼びかけている理由であろう。

「もともとアッラーが方々の邑の住民から（取り上げて）使徒に授けて下さった戦利品というものは、これは第一にアッラーのもの、使徒のもの、ついではその（マホメットの）近親、孤児、貧者、それに道の子（旅人）のもの。せっかく（先方の金持ちから分捕った戦利品）が今度はこちらの金持ちにはいってしまわぬようにとのお心づかい」（59・7）

このコーランの章句に見て取れるのは、少数者

の金持ちの側ではなく、貧しく、恵まれない多数の人々の側に立とうとする姿勢である。それはまた、ほとんどの宗教に共通した姿勢といえることができる。

第2節 ユダヤ教における利息

いまでもこそ相互の対立や憎悪が目立つが、イスラム教とユダヤ教、それにキリスト教について、しばしば「同源宗教」という言葉が使われる。いずれも同じ源から出ているからである。

時間軸を通してみるなら、まずユダヤ教があり、そこからキリスト教が生まれ、次にユダヤ教とキリスト教を母体にイスラム教が生まれている。おそらくこの三つの「同源宗教」の母体は、古代イランで生まれたゾロアスター教である。「拝火教」の名で知られるこの宗教は、宇宙の法である光明神アフラ・マズダーを主神とする一神教であり、神はその真理を伝えるため預言者や救済者を地上に派遣し人間たちを救う、と説く。構造的に、前の三つの宗教と類似している、といえるだろう。

ここでちょっとわき道にそれると、この三つの宗教に仏教を加えて、「世界の四大宗教」ということがよくいわれる。しかし、一神教と多神教を、宗教というひとつのカテゴリーでくくることができるであろうか。

あるイギリスの文化人類学者の著作⁶⁾では、仏教は、宗教としてはあげられていない。アニミズム（原始宗教）などとならんでコスモロジー（宇宙観）に分類されている。一神教を信じる人々にとって、宗教（religion）とは、（唯一の）神と現世の我々人間とを「再びつなぐ」ことである。そのような考えに立つ場合、多神教を宗教のひとつのかたちとして認めることは不可能に近いのではないか。

その点で、わたしは、三つの一神教と仏教を同列におくのは、必ずしも合理的とはいえないと考えている。世界の宗教は、まず、一神教と多神教に大分類し、その下位の分類として、一神教をユダヤ教、キリスト教、イスラム教などに分け、多神教を仏教やインドのヒンズー教、世界各地のアニミズムなどに分ける方が適切なのではないか。

もう少し余談を続けると、一神教に属する三つの宗教が深い類縁関係にあると考えると、現代世

界のいわゆる宗教紛争についての理解も変わってくる。単なる異宗教集団間の争いではない。より大きな大分類でいえば同一集団内における正統性をめぐる争いであり、いわば、もともと類縁関係にあることからくる構造的問題がその背後から浮き出してくる。

話を本題に戻す。

利息を禁じているイスラム教と類縁関係にあるユダヤ教やキリスト教は、利息について、どのような姿勢をとっているであろうか。やはり、同じように禁止しているのであるか。

とはいえ、ほんとうにそのようなことがあってよいだろうか。シェークスピアの『ヴェニスの商人』に登場する金貸しのシャイロックにもみられるように、金貸しはかつて、ユダヤ人の代表的な職業であった。イギリスのロスチャイルド銀行などヨーロッパ近代を開いた代表的な銀行の多くもユダヤ人の経営である。

コーランにも、次のような記述がある。

「それからまた彼ら（ユダヤ教徒）は、禁を犯して利息を取り、みんなの財産を下らぬことに浪費した。彼らの中の信なき者どもには苦しい天罰を用意しておいたぞ」（コーラン 4・159）

ムハンマドの時代ですら、金貸しをするユダヤ人が多かったことは、明瞭である。そういう事実を無視して、ユダヤ教は利息を禁じていると推論できるであろうか。

あるとき、偶然なのだが、ユダヤ人宗教学者の講演を聞く機会があった⁷⁾。以前から心の隅に巣食っていた疑問について、なんの知識もないまま尋ねてみた。

「イスラム教では利息は禁止されているが、ユダヤ教ではどうだろう？」

「それは、複雑な歴史的問題があって…」

実をいうと、その先は、わたしの英語力だけの問題ではなく、理解できなかった。

しかし、あとで考えると、よく分からなかったのも無理のないことだったと思う。彼は、これから紹介するあるひとつのことに触れないで説明しようとして、難渋したのだ。

ユダヤ教の聖典である旧約聖書から、利息に触れたいいくつかの章句を拾ってみる。

「あなたはそこから利子も利息も取ってはならない。あなたの神を畏れ、同胞があなたと共に生きられるようにしなさい。その人に金や食糧を貸す場合、利子や利息をとってはならない」（レビ記25・36-37）

「もし、あなたがわたしの民、あなたとともにいる貧しいものに金を貸す場合、かれに対して高利貸しのようにしてはならない。かれから利子をとってはならない」（出エジプト記 22・24）

「利息、高利で財産を増やす者は、集めても、弱者を憐れむ人に渡すことになろう」（箴言 28・8）

「同胞には利子を付けて貸してはならない。銀の利子も、食物の利子も、その他利子がつくいかなるものの利子を付けてはならない。外国人には利子を付けて貸しても良いが、同胞には利子を付けて貸してはならない。それは、あなたがはいつている土地で、あなたの神、主があなたの手の働きすべてに祝福を与えられるためである」（申命記23・20-21）

利息の取得は明白に禁止されている。しかし、その対象は明白に限定されている。

「外国人には利子を付けて貸しても良いが、同胞には利子を付けて貸してはならない…」

ここでいう外国人とは、“異教徒”のことである。利息の取得が禁じられているのは、ユダヤ教徒の仲間に対してだけであって、ユダヤ教徒以外の人々からなら利子をとってもよい、ということになる。ユダヤ教は、個人ではなく集団を救済する宗教である。救済されるべき同胞と、その必要のない異教徒とが明確に区別されている。

それこそが、歴史時代を通じて、敬虔なユダヤ教徒が教義の上で、金融業にいそしむことができた理由であろう。そしてまた、ユダヤ教徒側のそのような態度がまた、“異教徒”であるキリスト教徒やイスラム教徒からの迫害を招いたという側面もあったのではないか。

第3節 キリスト教における利息

『新約聖書』の「マタイ伝」に「タラントンの譬え」と呼ばれる有名な挿話が載っている。抄訳して紹介する。

「一人の男が、3人の僕（しもべ）におカネ（タラントン）を預けて旅に出た。主人が旅から帰ってくると、二人は商売をして金額を増やしていたが、一人は『穴を堀り、隠しておいた』。主人は最初の二人については『忠実な良い僕だ』とほめたが、最後の一人については『怠け者の悪い僕だ。おカネは銀行に入れておくべきであった。そうしておけば、帰ってきたとき利息付で受け取れたのに。さあ、そのタラントンをこの男から取り上げて、（前のよい僕に）与えよ。持っている人はさらに与えられて豊かになるが、持っていない人は持っているものまで取り上げられる。この役に立たない僕を外の暗闇に追い出せ。そこで泣き喚いて歯軋りするだろう』（マタイ伝、25・14-17）

この譬えは、神から与えられたタレント（タラントン）は神のために十分に働かせなければならない、と諭したものだとして一般に解釈される。しかし、それとは別に、次の三点も読み取ることができる。

- ① 聖書が書かれた時代のキリスト教社会で、すでに銀行制度のようなものが存在した。
- ② 利子の支払いや取得が、必ずしも神の前で不正とはみなされていなかった。
- ③ おカネを単なる財やサービスを獲得するための交換手段ではなく、財を拡大するための資本としてみる見方が存在した。

ところが、現実には上記のような考えはキリスト教会指導者らによって全面的に否定される。これについて芦川氏は、『貨幣は貨幣を生み得ない』というアリストテレスの貨幣不毛説が定型化され、聖書にもとづきながら、初期キリスト教の教父時代から厳格な徴利禁止が教会法にうけつがれ、中世ヨーロッパのキリスト教社会に浸透していった⁸⁾と記している。

禁止は、ユダヤ教以上に厳しく広範だった、ことになる。集団救済を説くユダヤ教と違って、キ

リスト教は基本的に個人救済を説く宗教であり、イスラム教の場合と同じように、利息をとるという行為そのものが禁止される。

聖書にないにもかかわらず、なぜ、中世のキリスト教聖職者らは利息を禁止したのか。この点についての考察は、後に回したい。

その前に、利息禁止の建前にも関わらず、現実には、イスラム教徒の場合と同じように、さまざまな便法が考え出されていることを確認しておく。芦川氏の著作からいくつかを紹介する。

かなり一般的に行われたのが、定められた期限内に返済されなかったことにして、その「損害賠償金」という名目でおカネの受け渡しを行なう方法だ。

貸借の証書に最初から利子分を含めた金額を記入しておく、という方法もある。ほんとうに受け渡しがあったのは100万円でも、証書のうえでは125万円を渡したことにする。そうしておけば、利息の証拠は残らない。神はきっと証拠のないことには気がつかないのだ。

そのほか、イスラム教の場合と同じように、債権者が債務者の土地を担保とし、地代（レント）のかたちで利子分を得る。あるいは、未来の売買と現在の売買の二つの売買を組み合わせ、その差額を債権者が得る、などといった方法も用いられた、という。

国際貿易が盛んになると、外国為替が登場する。その場合、利子は二つの通貨の換算率の中に含めることができる。

ここで、前に宿題にしておいた、聖書に言及がないにもかかわらず、なぜ、中世のキリスト教聖職者らは利息を禁止したのかという問題に戻りたい。

中世ヨーロッパのキリスト教世界における利息の禁止は、単なる聖書の解釈の問題であろうか。むしろ、社会的な安定維持のための構造的な仕組みの一端だった、と解することができる。

まだ紙も印刷術もヨーロッパに知られていない時代である。聖書は修道院に集まる聖職者たちによって“独占”されていた。その点から考えると、中世ヨーロッパにおけるキリスト教とは、「聖書のキリスト教」というより、「聖職者のキリスト教」である。「神の教え」とは彼らによる聖書解

釈以外のなにものでもなく、しかも、その解釈が彼らの社会的地位の保全に好都合なものになりやすいのは、容易に理解できることであろう⁹⁾。

キリスト教徒が利息の取得を建前上禁止された中で、公然と貸金業を営なむことができたのは、「異教徒からは利子を取る」ことが公認されているユダヤ人である。なかには、一般庶民相手の消費者金融で財を築く者もいた。

そうしたユダヤ人はまた、キリスト教社会からみれば異端者である。金貸しというその職業からいっても彼らに対する嫌悪や差別は日常的にあり、いつ、どのような迫害を受けるかもしれない恐怖の中で暮らしている。そんな彼らがおカネを頼るのは当然のことだ。おカネの力で権力層と結託しようとするのは、自然な心情であろう。

他方、封建領主やキリスト教聖職者といった権力層からみれば、そうした迫害に対するユダヤ人金貸しらの恐怖心は、彼らを自在に操るための道具立てといえる。

一部のユダヤ人らに“特権的に”金貸し開業を許可するなら、それがまさに特権的な措置であることによって、利益の一定部分を巻き上げるのは容易なことであった。とくに、まとまったおカネが必要になる戦時には、ユダヤ人金貸しは頼りになる調達相手である。

その一方で、彼らに対する一般庶民の反感が極端に強まったような場合、債務の免除を一方的に宣言して債務者らを救済することで自らの評判を高め、地位を守ることもできる。さらに危機的な状況に陥ったなら、ユダヤ人をまとめて追放し、その財産を没収するという、賢いとはいえないにしても、うまい方法がある。

このように、キリスト教聖職者や封建領主にとっては、差別され社会的な弱者であるユダヤ人金貸しらは、まさしく差別されているというそのことによって、“金の卵”を生むニワトリであった。そして、そのようにユダヤ人金貸しを利用できたのも、一般のキリスト教徒については利息の取得が禁止されていたからであった。

こうして、利息の禁止という教会法の規定のなかで、中世ヨーロッパの封建領主や教会指導者とユダヤ人金融業者らは、愛憎半ばする共犯関係を結んでいた、と考えることができる。

第4節 宗教改革と利息の解禁

中世ヨーロッパにおけるキリスト教の利息禁止は、ユダヤ人差別とあいまって、キリスト教聖職者や封建領主ら権力層が、蓄財し地位を維持する、ひとつの有力な手段であった。

そうであれば、教会の権威にたいする反抗を出発点とする宗教改革が、利息の禁止という中世の“制度”に反旗を翻すのは当然のことであろう。

利息を教義解釈の上で公認したのは、スイスの宗教改革者カルヴィンである。イギリスでは、ヘンリー八世が1545年に、年10%以内の利子取得を認める法令を發布した。

よく知られるように、ドイツの思想家マックス・ウェーバーは、宗教改革こそが勤勉や利得追求などの近代的生活態度への道を開き、西ヨーロッパにおいて資本主義が成立する基盤になった、と説いている。(マックス・ウェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』)

マックス・ウェーバーの論理は以下のように要約できる。

まず、ドイツの神学者マルティン・ルターが、教皇による免罪符の乱売に抗議して「95カ条の抗議書」を公表し、宗教改革の口火を切る。ルターは俗世の職業労働「ベルーフ (Beruf)」に励むことこそ、神の使命に応えることだという考えを説いたが、それは現状維持を当然のこととして受け入れていた人々が、自らの努力による向上を肯定するようになる——そんな人々の生きる姿勢が大きく変革していく第一歩でもあった。

それを受け継いだカルヴィンは、各個人の「来世」は永遠の昔に行われた測るべからざる神の決断によって決定されていると説く(予定教義)。その教えが、人々を何によっても救われることのない、絶対的な「孤独」そして「不安」の中に放り出すことになる。

そこで、かなわないまでも自らのうちに「救いの確信」を得たいと考えた人々が向かったのが、「職業労働」に没頭しようとする態度だ。ピューリタン倫理についての著述家であるリチャード・バクスターの言葉をマックス・ウェーバーは引いている。

「神のために富み栄えるよう労働するのは善いことである」

そして、こう記す。

「ピューリタニズムの有するエートスは、合理的市民的経営と、労働の合理的組織化のそれであった」(前掲書 p327-9)

マックス・ウェーバーはさらに続ける。

「プロテスタントの世俗内的禁欲は、所有の自由奔放な悦楽に対して全力を挙げて反対し、消費、とくに浪費を粉碎したのである。それにともない、心理的效果としては、財貨の追求を伝統的倫理の抑圧から解放し、利潤追求を合法化するのみでなく、それを神の直接的な意志とみなすことによって、その桎梏を打破したのであった」(p332)

「あの消費の抑圧をこのような営利追及の解放と関係させるならば、その具体的帰結はおのずから明瞭になるのであり、禁欲的な節約による資本の形成がこれである。取得した富を浪費的に用いるのを阻む力は、投下資本としての資本の生産性を増大させずにはおかなかったのである」(前掲書 p333)

「近代資本主義の精神のみならず、近代文化の構成要素のひとつである、職業観念を基盤とした合理的生活態度は、キリスト教禁欲の精神から誕生した」(前掲書 p339)

こうしてマックス・ウェーバーの論理は、ルターの「職業労働の肯定」から出発して、カルヴィンの「予定教義説」、そして、「禁欲と消費の抑圧」、「営利追及の肯定」、「資本の形成」、「職業観念を基盤とした合理的生活態度」と展開し、ついに「近代資本主義の精神」へと発展する。

しかし、それほどまでにひねり回さなければならぬことであろうか。

前にみたように、ヨーロッパの中世はキリスト教の時代というより、キリスト教聖職者の時代である。紙も印刷術もまだ伝わっていない。聖書は聖職者らが独占し、その解釈は彼らに任されている。中世におけるキリスト教とは、彼らの言説とそれに対する盲従に他ならなかった、と考えるべきであろう。

そして、ルターをはじめとする宗教改革者らが着手したのは、聖書のドイツ語やフランス語などへの翻訳・出版であった。

そうすると、宗教改革とは、もうひとつの見方をするなら、「聖書の一般への開放」にはほかならない。知らない言葉で書かれ手の届かなかった聖書が、製紙術と印刷技術の発達とともに各地の言語に翻訳され、だれでも読めるものになった。

そこで人々は、大発見をする。聖職者らの言説が必ずしも聖書に基づいてはいない――。

そうすると、中世キリスト教会の権威そのものの否定に向かうのは自然なことである。そして、それこそが、つまり、教会から聖書への権威の移行こそが宗教改革であり、プロテスタントの誕生だった、ということができないのではないか。

そして、その聖書には「利息の禁止」というようなことは何も書かれていなかった、という現実がある。それどころか、銀行や利息を公認する「タラントンの譬え」もある。

まさしく、聖職者らがキリスト教徒に植え付けていた中世ヨーロッパの「おカネへの禁欲」は根拠を失うことになる。それが同時に、「おカネを生むおカネ」つまり、利息や資本の解禁を意味したことは、論理的帰結であろう。

以上を要約すると、キリスト教徒にはまったく許されなかった金融が、ユダヤ人に対してだけ「異教徒を対象に」許されていたことが、ヨーロッパ中世の権力構造の一部であり、その権力構造を崩すためには金融のキリスト教徒への解放が必要であった。そして、それが実現したとき、近代資本主義への道が開かれた、と考えることができる。

第5節 仏教と利息

中東からヨーロッパにかけて普及した一神教で、そろって利息の取得が禁止されていたことをみてきた。イスラム教世界ではいまも建前上、利息の取得は禁止されている。ユダヤ教世界では建前上「同胞」に限って禁止され、キリスト教世界ではかつて禁止されていたが、宗教改革によって全面的に解除された、という違いがある。

では、東洋の仏教の場合はどうか。

興味深いことに、仏教では最初から利息は禁じられていない。初期仏教の文献には、在家信者の正しい職業として耕作、商売、収納業にならんで「金貸」が言及されている。「正しくない職業」は、

武器、生き物、肉、酒、それに毒——の五種類の売買であり、そのほか、盗賊、死刑執行人、猟師、裁判官なども悪い職業とされている¹⁰⁾。おかねの商いは、何の問題もない。

初期仏教や上座部仏教は、どちらかといえば、在家信者より出家修行者に厳しい戒律を課している。その厳しい戒律にしたがうなら、出家修行者が経済活動に関係することは許されない。すると、金銭や金銀宝石を手にとったり、蓄えたりすることも許されないはずだが、現実には、かなり早い段階で、教団による『無尽財』が認められている。これは具体的には、寺院に収められた財を民間に貸し出し、その利潤を得ることだ。1、2世紀ごろのインドの碑文には、伝統的な仏教教団には広大な土地と莫大な金銭が寄進され、そうしてできた荘園からの収入と貸付の利子が、教団の主要な収入だったと記されている、という¹¹⁾。

釈迦と同じころ、やはり北インドでヴァルダマナが始めたジャイナ教では、「生き物を殺すな」という不殺生の戒律を極端にする宗教として知られる。私自身、インドで暮らした際、アリなどの虫を踏み潰さないように箒で掃きながら歩く白衣の人々、そしてまた、ハエが飛びこまないようにマスクをして暮らす白衣の人々を実際に見かけたことがある。それがジャイナ教徒である。

彼らは当然、農耕はしない。虫類の殺傷につながりかねないからである。同じ理由で、木こりや石工もできない。牧畜も許されない。そんなジャイナ教徒に許された主要な職業が、金貸しと小売業（商業）である。いまでも東南アジアや中東でよく見かけるインド人両替商の一部は、ジャイナ教徒である。ここでも、宗教的な利息の禁止といったことが行われていないことは明瞭だ。

日本でも、伝統的に利息の禁止という制度はない。「公地公民」で知られる律令制度の維持が難しくなった平安時代、「公出挙」とよばれる制度が普及している。地方長官である国司が、その「俸給」として、官の倉庫にあるモミを農民に貸して、利息をとることである。これがときに収穫の五割にも達したという。また、「年官」といって、国司を推薦する権利を特定の個人に与える制度も知られる。年官の仕事は、公出挙であるが利息の横流しを条件に、息のかかったものを国司と

して推薦することである。

こうしてみると、東洋の多神教の世界では、利息を一般的に禁止するという考えはないといえるだろう。

「神の言葉」に始まる一神教の世界では、その言葉に由来する建前が重視され、その建前ゆえのさまざまな“抜け道”が工夫されてきた。それに対して、多神教の世界では、ありのままの世の中の現実が肯定的に受け止められた、と解することができるであろうか。

もっとも、だからといって、借金の重荷が社会的に肯定されたわけではないことは注意しておきたい。鎌倉時代、幕府はしばしば質入の土地や質物を無償で持ち主に返す徳政令を出すことで、御家人らの債務による窮状を救っている。同じころ、庶民もまた、実力で借金棒引きを実現している。

第2章 利息と資本主義

利息とは、おかねが生み出すおかねである。とはいえ、おかねは、どのようにしておかねを生み出すのか。

多くの経済学者がさまざまな議論を展開してきた。

古典的な経済学が説くのは、「資本財の提供にともなう利潤」の発生という考えである。経済活動は、労働、土地、資本などの生産要素を活用することでなされる。労働に対して賃金、土地に対して地代が払われるように、資本に対しても利潤の配当がある、と考えることができる。

他方、共産主義を主唱したマルクスは、「おかねがおかね（価値）を生む」ことを否定した。すべての新しい価値は、労働者の労働から生まれる。利潤は、それを搾取しているに過ぎない、と。

これに対して、有効需要理論を打ち出したケインズは、「人々がどれだけおかねを持ちたがるか（流動性選好）」という点に着目する。

自分のおかねであれば、必要なときはいつでも支払いにあて、モノやサービスと交換できる。ところがもし、そのおかねを他人に預けた場合、使いたいとき直ちに使うことはできない。このように「いつでも使える」という利点を放棄して、あえて他人に預けたおかねに対する報酬が利息だ、

という考えである。

このケインズの考えの延長上にあるのが、現代金融論でいう、利息はおカネとおカネの「異時点間交換」から生まれるという考えであろう。

「いまのおカネ」を提供して、「未来のおカネ（の約束）」を受け取る。あるいは、「いまのおカネ」を受け取って、「未来のおカネ」で支払う（約束をする）。

ケインズの説いたように「いまのおカネ」であれば、必要なときはいつでも使用できる。それに対して「未来のおカネ」は、その期限が来るまでは自由にはすることはできない。さらに、「未来のおカネ」はいまだ実現していない「約束」でしかない点で、リスクも抱えている。このようなおカネが、仮に表面的な金額は同じだとしても、「いまのおカネ」と同価値であるということとはできない。

その価値の差が、いわゆる利息である。このように、利息は「いまのおカネ」の（額面そのままの）価値と、「未来のおカネ」の（額面よりいくらか差し引いた）現在における価値の差として説明される。

「いまのおカネ」と「未来のおカネ」の交換はまた、「未来のおカネ」を「いま」に取り込む、制度的な仕組みだということもできる。

銀行による「信用創造」が、その典型的なケースといえるだろう。多くの預金者がそろって預金の払い戻しを求めてくることはまずない。したがって、銀行は預かった現金の何倍もの貸付を行なうことができる。それが銀行の「信用創造」と呼ばれる機能であり、このように貸し出しによって生まれるおカネは「預金通貨」と呼ばれる。

預金通貨の一例として、住宅ローンを取り上げてみる。

銀行から3000万円のローンを年利3%、35年返済で借りて、3LDKのマンションを手に入れたとする。そこで借り入れた3000万円の原資は、どこからきたのか。銀行が預金として預かっているおカネの一部を回してくれたと考えるのは、ちょっと幼稚に過ぎる。実務として行われるのは、銀行がマンション販売業者の口座に3000万円の入金を打ち込み、他方、あなたの口座に3000万円の債務を打ち込むだけのことである。

マンション販売業者は、入金した3000万円を、材料などの支払いに充てる。多くの場合、そこでもまた支払いは口座間の振替で処理される。銀行は貸し出しに当たって、キャッシュとしてのおカネをそれほど必要としない。

銀行が提供したのは、厳密に言えば、マンション販売業者の口座に打ち込まれた数字である。そして、これが預金通貨という信用である。では、その信用はどこから生まれたか。

あなたの口座に打ち込まれた3000万円の債務以外にはありえない。それまでどこにもなかった「信用」というおカネが、ローンの実行とともに3000万円の債務というかたちで発生している。それは、より具体的にみるなら、これから35年間かけて、あなた自身の働きによって稼ぎ出す「未来のおカネ」である。利息を含めておそらく6000万円程度にはなるであろう。

このようにして、約6000万円という「未来のおカネ」を「いま」に取り込むことで、現在価値にして3000万円のマンションをあなたは「いま」入手する。これから35年間に渡って返済する約6000万円との差額・約3000万円が、借り入れた「いまのおカネ」3000万円に対する報酬であり、利息である。

住宅ローンの借り入れとは、債務者による、債務者自身の「未来のおカネ」とマンションの交換とみなすことができる。

付け加えると、この預金通貨というおカネには、大変興味深い点がある。それは、債務者が全額を払い終わったとき、世の中から雲散霧消することだ。マンション販売業者に支払われた3000万円は、そのまま、債務者の口座に打ち込まれたマイナス3000万円という数字であり、それは債務としてしか存在しない。

このごろよく問題になる国債も、これに似ている。政府は国債の大量発行によって「いまのおカネ」を手に入れ、自由に費消する。だが、そうして費消されるおカネは結局のところ「未来のおカネ」との交換として入手されたものであり、つければ未来の国民に回ってくる。

国際貿易をはるかに上回る規模で国際社会を行き来するといわれる投機マネーはどうであろうか。コンピュータ・ディスクに打ち込まれ、世界

を駆け巡る数字の少なくとも一部は、銀行のつくり出す「預金通貨」のように、未来から持ち込まれた「まだ実在しないおカネ」である可能性はないであろうか。

企業活動の場合はどうか。企業は、資本金、社債、借入金などの形で資金を調達する。いずれにしても、企業の側からみるなら、個人が住宅ローンを借りる場合とほとんど変わらない。資本金にしろ、社債にしろ、「いまのおカネ」の受け入れである。それは、そのおカネを活用した企業活動で作り出す（予定の）「未来のおカネ」との交換が見込まれている。それが利息であり、配当金であり、あるいはまた、株の取引から生まれるキャピタルゲインである。

いずれにしても、「未来のおカネ（の約束）」であり、それはまた、「おカネに対する報酬」以外のなにものでもない。

そのほかにも、たとえば月賦販売やクレジットといわれるビジネス・モデルなどに見られるように、われわれは、知恵を尽くして「未来のおカネ」を「いま」に取り込む工夫をしている。

資本主義とは、このように「未来のおカネ」を「いま」に持ち込むことで成り立つ経済の仕組みであるといえよう。

その意味で、いまだ実現していない「未来のおカネ」への期待こそが、おカネから見た資本主義の根幹的心性であり、そこに、経済の量的拡大つまり経済成長が、制度としての組み込まれていることは、容易に理解できるであろう。

終わりに——おカネという象徴と時空の非実在化

人は言葉を介して思考や意思を交換する。同じように、おカネを介して、財やサービスを交換する。そして、そのような言葉やおカネを媒介にした無数の交換を通して、社会（コミュニティ）は成立する。交換を媒介する代理物であるという点において、おカネもまた、言葉と同じようにシンボル（象徴）であり、人類の生み出した根幹的メディアといえるであろう。

おカネのもっとも重要な役割は、教科書的にいえば、「交換仲介機能」である。アダム・スミス

が説いたように、物々交換という仕組みは、欲望の二重の一致などの困難がある。そこにおカネが登場することで、分業はスムーズに働くようになった、とされる¹⁴⁾。

近代資本主義以前の社会において、支配階級が顕示する豪華な建築物や手工芸品が「支配」を正当化し、それらの「モノ」によって権力をシンボル化する狙いがあったことを別にすれば、多くのモノやサービスの価値は「暮らしに役立つ」こと、いいかえればその効用にあった。コメや魚は腹の足しに「食べる」モノであり、住居は風雨を避けて「住まう」ところであり、衣服は寒暖を避け、身を守るために「着る」ものであった。

そして、そうした役に立つモノの多くは地域社会内で自給され、人々は労働（サービス）を含めて、おカネを介してではなく、贈与交換（贈答）¹⁵⁾というかたちで入手した。各戸に織機があり、夜なべ仕事にワラ草履や雨合羽をない、住家すら近所の人々の助けを借りて建てていた。そういう時代、人々が日々の課題としたのは、「昨日のように今日を生きる」ことであった。モノやサービスが交換を通して「循環」し、そのことで各人が生命を維持・継続すること、である。贈与交換によって行き来するモノやサービスの価値は、おカネで測られる数量ではなく、名誉や使用価値を含めて、まさしく、そこで必要とされる度合い、つまり効用にあった。

そのような社会にあっては、おカネとは、税を払い、あるいは、地域内で自給できないモノを購入する、いわば、地域社会がその外部とつながるインターフェイスで必要とされる交換財であり、それ以上のものではない。

地域社会におけるこうした状況は、今日でいえば、同じ家に住む夫婦や親子といった家族成員間で、一般にモノや労働の提供がおカネのやり取り抜きで日常的に行われているのと似ている。それでも、おカネが必要とされるのは、家族と外部社会とのインターフェイスである¹⁶⁾。

ところが、工業制生産が本格化し資本主義社会へ移行するとともに、かつて村落共同体の内部で“自給”されていたモノの多くが、工場で生産され商店で販売される「商品」に変わる。これは、「贈与交換」を中心にモノやサービスのやり取り

をしていたかつての社会が、「市場交換」を中心にやりとりする、おカネ中心の社会に変わったことを意味する。

贈与交換にともなう効用であれば、それを贈与する人、贈与される人、あるいは贈与される状況などに応じて、価値は常に個別的である。しかし、おカネで表示される価格は常に数字であり、それ以外の何ものでもない。こうして、モノの価値は、広い意味での効用から価格という数字に移行する。それは、かつて社会の中で占める位置に応じて個別的で特殊だったモノや労働が、おカネで表される数字に象徴化（シンボル化）されたことを意味する。

資本主義による、経済規模の爆発的な拡大を可能にしたのは、このモノや労働の象徴化だと考えることができる。効用は個別的であり、したがって常に限定的である。それに対して、シンボルは一般的・普遍的であり、だからこそ、無際限な拡大・複写が可能である。個別の価値を持っていたモノやサービスが、ただ「金額」で表される数字、つまり「おカネ」というシンボルと化したとき、そのシンボルが自己運動を起こして「自らへの報酬」を求め続け、無際限な拡張を続けてきた果てに、現代の資本主義社会がある、とみることができる。

話を戻すが、おカネの異時点間交換は、実をいうと、資本主義社会に特有のことではない。おカネを発明したごく初期の段階から人々が気づき、実行してきているであろうことは容易に推定できる。一方におカネに困る人がいて、他方に余裕のある人がいれば、その間に融通が行なわれるのはごく自然なことである。

ところが、アリストテレスはおカネを貸して利息を取ることを「取財術のうちもっとも自然に反したものである」と決めつけた。そして、ユダヤ教に始まる一神教世界では、建前として、そのようなおカネの交換を長く封印してきた。

ヨーロッパ・キリスト教世界の一部でその封印が解かれたとき、近代資本主義はスタートを切り、世界規模での経済的拡大が始まった。われわれがいま享受する豊かさが、利息が解禁された、この新しい経済システムに負っていることは間違いない。

そのような経済成長の可能性があるにも関わらず、アリストテレスや一神教の指導者たちはなぜ利息を封印したのか。

繰り返しになるが、もう一度確認すると、「おカネを生むおカネ」が必要とするのは、「未来のおカネ」への期待である。その期待を生み出し、そして、実現しようとするさまざまな努力が、資本主義経済の活気と成長、そして、さまざまな悲喜劇の根源にある。「未来のおカネ」の可能性を求めて「いまのおカネ」が離合集散を繰り返す。そのことでまた、架空の「未来のおカネ」が次々に誕生し、実際に活動し、そして死滅する。そこにあるのは、「いま」と「未来」と「過去」が入り乱れて交錯する、ほとんどヴァーチャルといたい世界である。

しかしながら、もう一度繰り返すなら、「未来のおカネ」とは、いまだ実現していない、したがって、まだ「どこにもない」おカネであり、リスクに満ちたおカネである。仮に未来という時間は無限であるとしても、「未来のおカネ」の価値を最終的に保証するのは、それによって購入される現実の財やサービスの「効用」でなければならない。そして、効用は常に個別的・具体的であるから、無限ということはありません。数字という無際限なシンボルと化したおカネが、諸々の財の有限な「効用」を代理することに大きな矛盾がないといえるであろうか。

利息の問題を議論する際、絶対に外せない、しかしちょっと意外な人物がいる。作家であり、地域通貨運動を強力に推し進めたミヒャエル・エンデ（1995年没）である。

エンデは、第一次大戦後のドイツの経済学者シルビオ・ゲゼルを引いて、「おカネは老化しなければならない」ということをいっている¹⁷⁾。

「靴は履きつぶされ、ジャガイモは食べられてしまう。それなのに、それを買った（それと交換した）おカネはいつまでもなくなる。これではモノとおカネのやり取りは、等価交換ということにならない」

つまり、モノは劣化するのに1万円札はいつまでも経っても1万円だ。それでは、両者の交換は不平等だ、というのが彼の主張だ。それでは、どうすればいいのか。

彼が提案したのは、「おカネを生む」どころか「減価するおカネ」である。

「ちょうど血液が骨髓でつくられ、循環して、その役目を果たしたあとに老化して排泄される。それと同じように、おカネはだんだん価値を減らしていくべきだ」

実際に1930年代の大不況時代に、オーストリアのある町で「減価する地域通貨」が発行されたことがある。ノートのようなお札をつくって、一月経過するごとにスタンプを貼って、価値が減るようにしたのだ。同じお札が、今日は1万円だが、1ヶ月すると9900円になってしまう。すると、みんなが懸命におカネを使い始めた。そして、地域社会全体でおカネの回転がはやまり、地域の経済が目に見えて活性化した、という。

「減価するおカネ」——かつてアリストテレスや宗教家たちが説いた「利息禁止」の建前と、どこか共通した響きを感じないだろうか。¹⁸⁾

ヒトは未来を語ることができるという点で、極めて特殊な動物である。しかし、どのように語り、予測しようとも、未来とはいまだ実現せざるものである。そんな未来を「いま」に取り込むことがどれほどに可能なのか。アリストテレスに、そしてまた、イスラム教聖職者や中世のキリスト教聖職者らの言説に、そのことに対する恐れと、そこからくる禁欲が読み取れないだろうか。

「利息の禁止」という制度的制約が、現実には抜け道だらけだったにしても、そこに、究極のカタストロフィを避けようとする、ある種の知恵が含まれていた可能性は否定できないだろう。問われているのは、おそらく「時間」はだれに属するのか、という問題である。もしかしたら、神の領域においておくべきことなのかもしれない。

【注】

- 1) 古代ギリシャの賢人アリストテレスは、「憎んで最も当然なのは高利貸である」と記している。「それは彼の財が貨幣そのものから得られるのであって、貨幣がそのことのために作られた当のもの（交換の過程）から得られるものではないことによる。なぜなら金は交換のためにつくられた当のものであるが、利子は金を一層おおくするものだからである。したがってこれは取財術のうちで実は最も自然に反したものである」という（アリストテ

ス著 山本光雄訳『政治学』河出書房、昭和26年）。あるいは、「わずかずつの金銭を高い利息で貸し付ける人々」について「きたない利得欲」だと指摘している。そこでは、「（金銭の）取得の方向において過超している」と記し、女郎屋の亭主などと同格の扱いである（アリストテレス『ニコマコフ倫理学』p10）。

- 2) 私がおカネについて考え始めた一つのきっかけは、「交換」をキーワードに社会をトータルに考えてみたいと思ったことだ。我々は言葉を媒介にして、思考や意思を交換する。同じようにおカネを媒介にして、モノやサービスを交換する。いってみれば、前者の言葉を介した交換によって形而上世界が認識され、後者のおカネを介した交換によって形而下世界が構成されている、といえるだろう。交換仲介機能という側面からみると、言葉とおカネとは、その機能のメカニズムにおいて驚くほど類似した性質をもっているが、そのことについては別に論じたい。
- 3) 一例として、消費者金融をあげることができる。近年、出資法と利息制限法のさまで年利29%にもおよぶ“グレーゾーン金利”や、生命保険を担保とした貸し出し、さらには厳しい取立てによる自殺など、多くの問題が噴出したが、その債務の相当部分が、人々が日々の暮らしの必要から借りる「生活のおカネ」であるのは間違いないであろう。その一方で、貸し出されている資金のもとをたどってゆくと、金融機関に集まり「資本」と化して、金融会社に貸し付けられた大衆の剰余資金の集合でもある。
- 4) おカネがモノに姿を変え、売買というかたちをとっているが、利息発生の基本構造である“異時間間の交換”が、この場合もやはり利用されている点に注意しておきたい。
- 5) 芦川博通『経済の倫理—宗教に見る比較文化論』（大修館書店 1994年）本論の作成にあたっては、聖典の確認カ所の確認など、この他にも多くの点でお世話になった。記して感謝する。
- 6) E・リーチ 長島信弘訳『社会人類学案内』岩波書店 1985年
- 7) Professor Frances Landy(Univ. of Alberta, Canada) “Isiah in Contemporary Biblical Scholarship” 03年10月29日 龍谷大国際文化学部における研究会で
- 8) 芦川博通『前掲書』p128注21 芦川氏はこれに、「13世紀に至っても、トマス・アクィナスやスコラ学者によって利子取得は禁じられている。利子つき貸付は『神に属する時間を売買するもの』とみなされ、不法とされた。これが従来からの利子『ウストラ』である」と続けている。中世という時代にあっても、利息をとまなう貸付を「時間の売買」と捉えていることは注意をひく。

- 9) ここに紹介した「差別と利権の構造」については、吉村文成『スハルト帝国の崩壊』（めこん社 1998年）で紹介した、インドネシアのスハルト大統領（当時）と華人実業家らの癒着の構造と基本的に同一である。わたしは朝日新聞ジャカルタ支局長として1997年から99年にかけてインドネシアに滞在し、32年にわたったスハルト政権の崩壊を報道する機会を得た。そのとき気づいたことだが、スハルト大統領が長期政権を維持した秘密のひとつは、制度的な華人差別を徹底する一方で、一部華人実業家に特権をあたえて蓄財に当たらせ、彼らと癒着する中で政治資金を獲得するという、巧妙な支配の仕組みであった。
- こうした「差別と特権」の組み合わせによる集金と統制は、洋の東西を問わず、普遍的に存在する支配の仕組みだということができる。
- 10) 芦川博通 前掲書p252
- 11) 前掲書 p254
- 12) 中村元『中村元選集 第15巻 原始仏教の生活原理』P329)
- 13) 前掲書 p329
- 14) 相手が自分の欲する商品を持ち、自分もまた相手の欲する、同価値の商品を持っていなければならない。
- 15) K.Polanyiは、経済統合の原理として 1) 互酬性 2) 再配分 3) 交換—の三つの概念を提示している。「贈与交換（贈答）」を成り立たせている基本原理のひとつは互酬性の原則であり、それば「返礼の原則」すなわち、他人に対して与えた親切のような無形のものであれ、食べ物のような有形のものであれ、いつの日か返礼として返済されることが期待される。
- 16) 文化人類学では、インセスト・タブーによって結婚が禁止された同族集団である“we（我々）”と、結婚相手として考えることのできる外婚集団である“they（彼ら）”を明白に区別する考え方がある（E・リーチ 長島信弘訳『社会人類学案内』）。経験的事実として、おカネをとまなうモノやサービスの交換は、基本的に“they”集団との取引の場合に限られている。
- 17) 河邑厚德+グループ現代著 『エンデの遺言—根源からお金を問うこと』p32 NHK出版 2000年
- 18) いうまでもないが、資本主義の最大のアキレス腱は超インフレである。さらにいえば、資本主義の歴史が始まって以来、長期的に見たおカネの歴史はインフレの歴史であり、それはおカネの購買力が減り続ける「減価」の歴史でもある。インフレつまりおカネの減価は、「未来のおカネ」を「いま」に取り込むことで成立する現代資本主義システムを維持するための、おカネの側からの自己安全装置といえるかもしれない。

【参考文献】

- 芦川博通『経済の倫理—宗教に見る比較文化論』大修館書店 1994年
- アダム・スミス 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波書店 昭和44年
- アリストテレス 高田三郎ら『アリストテレス ニコマコフ倫理学他』河出書房新社 2004年 ワイド版世界の大思想02
- アリストテレス 山本光雄訳『政治学—アリストテレス全集第15巻』河出書房 昭和26年
- E・リーチ 長島信弘訳『社会人類学案内』岩波書店 1985年
- 伊東光晴『ケインズ“新しい経済学”の誕生』岩波文庫 1962年
- 井筒俊彦訳『コーラン上』『コーラン下』岩波文庫 昭和47年
- 井上信一『地球を救う経済学—仏教からの提言』鈴木出版 1994年
- 岩井克人『貨幣論』筑摩書房 1993年
- 内山節『貨幣の思想史—お金について考えた人びと—』新潮選書 平成9年
- 梅棹忠夫『梅棹忠夫著作集 第14巻情報と文明』中央公論社 1991年
- 大島直政『イスラムからの発想』講談社現代新書 昭和56年
- 岡田裕之『貨幣の形成と進化』法政大学出版会 1998年
- Katherine Ruff『Gift-giving in Japan』Stanford University Press 2003年
- カレル・ヴァン・ウォルフレン 福島範昌訳『アメリカを幸福にし世界を不幸にする不条理な仕組み』ダイヤモンド社 2000年
- 河邑厚德+グループ現代『エンデの遺言 「根源から貨幣を問うこと」』日本放送出版協会 2000年
- 北村龍行『「借金棒引き」の経済学—現代の徳政令』集英社 2000年
- 黒田明伸『貨幣システムの世界史（非対称性）をよむ』岩波書店 2003年
- ケネス・ラックス 田中秀臣訳『アダム・スミスの失敗 なぜ経済学にモラルがないのか』草思社 1996年
- 坂本龍一・河邑厚德『エンデの警鐘「地域通貨の希望と銀行の未来」』日本放送出版協会 2002年
- 佐伯啓思『貨幣・欲望・資本主義』新書館 2000年
- ジョエル・クルツマン 小川敏子訳『「お金」と「市場」のからくり 投資の世界はこう動いている』日本経済新聞社 2003年
- 高島善哉『原典解説スミス「国富論」』春秋社 昭和39年
- 竹内靖雄『経済倫理学のすすめ 「感情」から「勘定」へ』中公新書 1989年

- 東野治之『貨幣の日本史』 朝日新聞社 1997年
- 地域通貨近江委員会編『地域通貨おうみとNPOの攻略本』同委員会 2004年
- 鳥居高『マレーシアにおけるイスラーム経済制度の展開——イスラーム銀行を中心にして』「アジア新世紀」5 市場 トランスナショナル化する情報と経済」岩波書店 2003年
- 内藤克人『経済学は誰のためにあるのか 市場原理至上主義批判』岩波書店 1997年
- ひろさちや『キリスト教とイスラム教—どう違うか50のQ&A』 新潮選書 1988年
- M・ダグラス 浅田彰、佐和隆光訳『儀礼としての消費—財と消費の経済人類学』新曜社 昭和59年
- マックス・ウェーバー 出口勇蔵ら訳『ウェーバーの思想』世界思想教養全集18 河出書房新社 1974年
- 山崎正和ら『国家と資本主義の21世紀 「見える手」VS.「見えざる手」』読売ブックレット No.18 2000年
- 歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店 1999年